

租税特別措置法（登録免許税関係）の改正

目 次	
一 マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置の改正（措法75）……………	480
二 認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置の改正（措法80）…	481
三 関西国際空港株式会社等の登記の免税措置の改正（措法82）……………	483
四 国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減措置の改正（措法82の2）……………	484
五 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減措置の改正（措法83の2）……………	485
六 租税特別措置の適用期限の延長……………	487
七 租税特別措置の廃止……………	488

はじめに

平成22年度の税制改正では、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、扶養控除の見直し、たばこ税の税率の引上げ、寄附金控除の適用下限額の引下げ、揮発油税等及び自動車重量税に係る10年間の暫定税率の廃止、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずることとされました。

本稿では、これらの税制改正に盛り込まれた改正事項のうち、租税特別措置法（登録免許税関係）の改正の概要について説明します。

これらの改正事項が盛り込まれた所得税法等の一部を改正する法律は、去る3月24日に可決・成

立し、同月31日に平成22年法律第6号として公布されています。また、関係政省令告示もそれぞれ公布・制定されています。

- ・ 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第58号）
- ・ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成22年財務省令第17号）
- ・ 登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件（平成22年財務省告示第112号）
- ・ 租税特別措置法第80条の3第1項に規定する農林中央金庫等の業務の健全かつ効率的な運営に資するものとして内閣総理大臣及び農林水産大臣が定める基準を廃止する件（平成22年金融庁・農林水産省告示第7号）

一 マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置の改正（措法75）

1 改正前の制度の概要

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（以下「マンション建替法」といいます。）第2条第1項第5号に規定する施行者等が、平成22年3

月31日までに、マンション建替法の規定によるマンション建替事業に伴い受ける次に掲げる登記については、登録免許税を課さないこととされていました（旧措法75）。

- (1) マンション建替法第55条第1項に規定する権

利変換手続開始の登記

- (2) マンション建替組合がマンション建替法の規定により取得する施行マンションの区分所有権又は敷地利用権の取得の登記
- (3) マンション建替法第74条第1項に規定する権利変換後の土地に関する権利（参加組合員が取得するものを除きます。）について必要な登記
- (4) マンション建替法第82条第1項に規定する施行再建マンションに関する権利（参加組合員が取得するものを除きます。）について必要な登記

なお、上記(3)又は(4)に掲げる登記のうち、権利変換計画で区分所有権若しくは敷地利用権の増加の対価として支払うこととされた清算金の予定額又は隣接施行敷地を取得する権利の対価の額に相当する部分は課税対象とされていました。

2 改正の内容

この特例は、平成14年度の税制改正において、老朽化マンションの急増に対応して区分所有者による良好な居住環境を備えたマンションへの建替えを円滑化するために制定されたマンション建替法の施行にあわせ、税制面からもマンションの建替えを支援する観点から創設されたものです。

最近の状況を見ると、マンション建替法による建替えは徐々に進んでいるものの、平成20年末時点で、築30年以上のマンションストックは73万戸あり、耐震基準を満たさずに耐震改修や建替えを必要としているものは25万戸存在すると言われており、今後も急増が見込まれていることから、マンション建替法による建替えの必要性はまだ認められると考えられます。

他方、マンション建替えに係る本特例の適用件数はそれほど伸びておらず、本特例については政策目的に向けた手段としての「有効性」の観点から議論のあるところです。

このような状況を踏まえ、平成22年度税制改正においては、施行再建マンション（再建後の新マンション）に関する権利について必要な登記（上記1(4)）については、戸建住宅を建て替える場合とのバランス（注）等を踏まえて、本特例の適用対象から除外することとされ、本特例の適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました（措法75）。

（注）戸建住宅の建替えの場合には、

- ① 住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減措置（措法72の2。適用期限：平成23年3月31日）
- ② 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減措置（措法73の2。適用期限：平成24年3月31日）

のいずれかの特例が適用できることとされています。

（上記のとおり）今回の改正で、施行再建マンションに関する権利の登記は本特例の適用対象から除外されましたが、そのうち個人の居住の用に供するものについては、所定の要件を満たせば、上記①又は②の特例の適用ができます。

3 適用関係

上記2の改正は、平成22年4月1日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1）。

二 認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置の改正（措法80）

1 改正前の制度の概要

- (1) 次の表に掲げる事項について登記を受ける場合において、その事項が産業活力の再生及び産

業活動の革新に関する特別措置法に規定する次の①から⑤までに掲げる計画に係る認定（我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の

施行の日（平成21年6月22日）から平成22年3月31日までの間に受けるものに限り、に係るものであるときは、これらの認定の日から1年以内に登記を受けるものに限り、その登記に係る登録免許税の税率は次の表のとおり軽減されていきました（旧措法80①）。

- ① 認定事業再構築計画
- ② 認定経営資源再活用計画
- ③ 認定経営資源融合計画
- ④ 認定資源生産性革新計画
- ⑤ 認定中小企業承継事業再生計画

区 分	軽減税率	本則税率
イ 株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記（ロ及びハの登記は除かれます。）	1,000分の3.5	1,000分の7
ロ 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	1,000分の1 （それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社のその合併の直前における資本金の額（その消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、900万円）に一定の割合を乗じて計算した額を超える部分については、1,000分の3.5）	1,000分の1.5 （それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社のその合併の直前における資本金の額（その消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、900万円）に一定の割合を乗じて計算した額を超える部分については、1,000分の7）
ハ 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	1,000分の1 （それぞれ資本金の額又は分割により増加した資本金の額のうち、分割をした会社の分割直前における資本金の額から分割直後における資本金の額を控除した金額を超える資本金の額に対応する部分については、1,000分の3.5）	1,000分の1.5 （それぞれ資本金の額又は分割により増加した資本金の額のうち、分割をした会社の分割直前における資本金の額から分割直後における資本金の額を控除した金額を超える資本金の額に対応する部分については、1,000分の7）
ニ 法人の設立等の場合における次の登記 ・不動産の所有権の移転登記 ・船舶の所有権の移転登記	1,000分の16 1,000分の23	1,000分の20 1,000分の28
ホ 合併による法人の設立等の場合における次の登記 ・不動産の所有権の移転登記 ・船舶の所有権の移転登記	1,000分の2 1,000分の3	1,000分の4 1,000分の4

(2) 株式会社が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、新設分割又は吸収分割を行った場合において、当該分割による株式会社の設立等に係る不動産又は船舶の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率は、上記(1)の認定の日から1年以内に登記を受けるものに限り、次のとおり軽減することとされていきました（旧措法81⑤）。

- ① 不動産の所有権の移転登記 1,000分の2
（本則1,000分の20）
- ② 船舶の所有権の移転登記 1,000分の12（本則1,000分の28）

2 改正の内容

- (1) 本特例は、企業における組織再編や経営改革などのリスクを伴った行動を税制面において支

援するための措置とされていますが、事業再編の活発化にもかかわらず認定計画数は年々減少しているほか、軽減措置の恩恵が大企業に偏っていたり、計画認定を受けた企業の1割強は認定時に掲げた生産性向上等の計画目標を達成できていないなど、政策目的に向けた手段としての「有効性」等について議論があるところです。

一方、現下の厳しい経済情勢により日本企業のROE（自己資本利益率）、ROA（総資産利益率）が急激に低下している状況も踏まえ、平成22年度税制改正においては、上記1(1)の表イ～ハの登記を受ける場合の特例（軽減税率を1,000分の3.5とする部分に限ります。）の適用対象となる資本金の額の上限が3,000億円とされた上、その適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました（措法80①）。

この場合の資本金の額の計算は、上記1(1)①～⑤の計画（計画に変更があった場合には、変更後のものを含みます。）ごとに増加した資本金の額を合計した金額となります（措令42の7②）。

したがって、設立の登記の場合には、3,000億円までの部分は1,000分の3.5の税率が、それを超える部分は1,000分の7の税率がそれぞれ適用され、合併による資本金の増加の場合には、合併により消滅した会社のその合併の直前における資本金の額に対応する部分（純増部分以外の部分）は1,000分の1の税率が、純増部分のうち3,000億円までの部分は1,000分の3.5の税率が、それを超える部分は1,000分の7の税率がそれぞれ適用されます。

なお、上記1(1)の計画のうち、⑤の認定中小

企業承継事業再生計画については、持続可能な事業部門が存続することを通じた従業員の雇用の確保や取引先企業を含めた地域経済の活力の維持・発展という政策目的との関係を明確にするため、次の告示の改正により、認定期間中の雇用の8割維持及び旧会社の確実な整理（承継後2年以内に清算すること）の方法の策定が同計画の認定要件として明確に位置付けられました。

- ・ 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針」（平成21年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）の一部改正（平成22年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）
- ・ 「我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針」（平成21年経済産業省告示第214号）の一部改正（平成22年経済産業省告示第81号）

- (2) 上記1の(2)の軽減措置について、その適用期限が、平成24年3月31日まで2年延長されました（措法81⑥）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成22年4月1日以後に上記1(1)①～⑤の計画の認定がされる場合における上記1(1)の表イからハの登記に係る登録免許税について適用され、平成22年3月31日以前に認定がされた場合におけるこれらの登記に係る登録免許税については従来どおりとされています（改正法附則1、125④）。

三 関西国際空港株式会社等の登記の免税措置の改正（措法82）

1 改正前の制度の概要

- (1) 関西国際空港株式会社が、関西国際空港株式会社法の施行の日の翌日から平成22年3月31日までの間に受ける次の登記については、登録免

許税を課さないこととされていました（旧措法82①）。

- ① 資本金の額の増加の登記（政府出資の部分に限ります。）
- ② 滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの用

に供する土地並びに航空保安施設の用に供する土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定の登記

- (2) 関西国際空港株式会社法に規定する特定用地造成事業を行うことを目的とする一定の法人（関西国際空港用地造成株式会社）が平成22年3月31日までに上記(1)②の土地を取得した場合における当該土地の所有権の保存登記については、登録免許税を課さないこととされていました（旧措法82②）。

2 改正の内容

関西国際空港については、平成8年度から2期事業が行われ、平成19年8月に2本目の滑走路の供用が、平成21年4月には国際貨物地区の一部の供用が開始されました。現在は、2期島の護岸嵩上げ工事が行われるなど、2期事業のうち限定供用することとされている部分の工事が継続されている状況にあります。

他方、近い将来補給金が不要となるような大阪国際空港との関係を含めた抜本的解決策についての議論が重ねられており、税制上の支援のあり方についてもその議論の帰趨を見極める必要があることから、この特例については1年間に限り延長することとされました。

しかしながら、この特例は昭和58年の創設以来、長期間にわたり継続されてきた措置であること、適用対象が民間出資を含む特定企業（関西国際空港株式会社と関西国際空港用地造成株式会社の2社）に限定されるものであること、歳出面（補給

金）でも支援を受けていることなどから、平成22年度税制改正において進められた租税特別措置の見直しの指針を踏まえると、現在のまま継続することは適当ではないとの議論があり、今回の改正を機に従来の免税措置から軽減措置に改組することとされました（措法82）。

具体的には次のとおり、従来の免税措置から税率の軽減措置に改組された上、その適用期限が平成23年3月31日までとされました（措法82）。

- (1) 資本金の額の増加の登記（政府出資の部分に限ります。） 1,000分の1（本則1,000分の7）
- (2) 滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの用に供する土地並びに航空保安施設の用に供する土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定の登記 次の登記の区分に応じ、それぞれに定める税率
- ① 所有権の移転登記 1,000分の3（本則1,000分の20）
- ② 地上権又は賃借権の設定登記 1,000分の1.5（本則1,000分の10）
- (3) 関西国際空港株式会社法に規定する特定用地造成事業を行うことを目的とする一定の法人が受ける上記(2)の土地の所有権の保存登記 1,000分の0.5（本則1,000分の4）

3 適用関係

上記2の改正は、平成22年4月1日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1）。

四 国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減措置の改正（措法82の2）

1 改正前の制度の概要

海上運送業を営む一定の者が、平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間に受ける次に掲げる登記に係る登録免許税の税率については、同日までに登記を受けるものに限り、1,000分の2.5

（本則1,000分の4）に軽減されていました（旧措法82の2①②）。

- (1) 国際船舶で事業の用に供されたことのないものを建造した場合若しくは外国法人から国際船舶で建造された日から5年を経過していないものを取得した場合に受ける所有権の保存登記

(2) 上記(1)の国際船舶の建造若しくは取得のための資金の貸付け若しくはその建造の対価の延払いに係る債権を担保するために受けるこれらの国際船舶を目的とする抵当権の設定登記

(注) 国際船舶とは、海上運送法第44条の2に規定する国際海上運送の確保上重要な船舶で、乗組員の少数精鋭化等による運航面の低コスト化がなされている船舶、技術革新等に対応した質の高い船舶、液化天然ガス運搬船などをいいます（海上運送法44の2、海上運送法施行規則43）。

2 改正の内容

国際船舶制度は、日本籍船の減少に歯止めをかけるため、平成8年に日本籍船のうち国際海上輸送の確保上重要な船舶を国際船舶と位置づけ、海外への譲渡、貸渡しについて届出制・中止勧告をとる一方で、国際競争力を確保するため本特例をはじめとした税制上の措置などの支援策を講じることによって、その維持・確保を図る目的で創設されたものです。

国際船舶制度の創設後も（減少率に若干の改善は見られたものの）日本籍船の減少は続きましたが、平成20年の海上運送法の改正による日本船舶・船員確保計画の認定制度の導入に伴い、各種施策

が講じられたことにより国際船舶を含む日本籍船の数は増加に転じました（国際船舶数：95隻（平成20年央）⇒106隻（平成21年央））。

しかし、我が国が安定的な国際海上輸送を確保するために必要とされる国際船舶数の目標（政策評価における業績指標：150隻（平成23年央））には未だ達していない状況にあり、引き続き税制上の措置を継続すべきとの要請もあるところです。

他方で、この特例は特定の業界に対する措置であり、適用件数が僅少となっているなど、政策目的に向けた手段としての「有効性」等について議論があるところです。

このような状況を踏まえ、平成22年度税制改正においては、この特例について、現行制度のまま延長するのではなく、軽減税率を1,000分の3（改正前1,000分の2.5）に引き上げた上、その適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました（措法82の2①②）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成22年4月1日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1）。

五 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減措置の改正（措法83の2）

1 改正前の制度の概要

(1) 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社（SPC）で一定のものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成12年11月30日）から平成22年3月31日までの間に、資産流動化計画に基づき一定の要件を満たして不動産又は指名金銭債権を取得した場合には、その取得後1年以内に登記を受けるものに限り、これらの権利の移転の登記の税率は次の

とおり軽減されていきました（旧措法83の3①）。

① 所有権の移転登記

1,000分の8（本則1,000分の20）

② 質権又は抵当権の移転登記

1,000分の1.5（本則1,000分の2）

(注1) 特定目的会社で一定のものとは、次のすべての要件を満たすものをいいます（旧措法83の3①一）。

① 資産の流動化に関する法律第4条第1項の規定による届出を行っていること。

② 資産流動化計画に資産対応証券を発行

する旨の定めがあること。

- ③ 資産流動化計画に特定不動産の価額の合計額の特定資産の価額の合計額に占める割合を75%以上とする旨の定めがあること。

- ④ 特定目的借入れが特定出資をした者からのものでないこと。

（注2） 一定の要件とは、次のいずれかの要件を満たすものであることをいいます（旧措法83の3①二）。

- ① 特定不動産の割合が75%以上であること。

- ② この特例の適用を受けようとする不動産を取得することにより特定不動産の割合が75%以上となること。

（2） 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、一定の投資信託を引き受けたことにより、平成13年4月1日から平成22年3月31日までの間に、投資信託約款に従い一定の要件を満たして特定不動産を取得した場合には、その取得後1年以内に登記を受けるものに限り、その所有権の移転の登記の税率は1,000分の8（本則1,000分の20）に軽減されていました（旧措法83の3②）。

（注1） 一定の投資信託とは、次のすべての要件を満たすものをいいます（旧措法83の3②一）。

- ① 投資信託約款に特定不動産の価額の合計額の特定資産の価額の合計額に占める割合を75%以上とする旨の定めがあること。

- ② 投資信託が委託者指図型投資信託である場合には、投資信託委託会社が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けていること。

- ③ 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合には、適格機関投資家からのものであること。

（注2） 一定の要件とは、次のいずれかの要件を満たすものであることをいいます（旧措法

83の3②二）。

- ① 特定不動産の割合が75%以上であること。

- ② この特例の適用を受けようとする不動産を取得することにより特定不動産の割合が75%以上となること。

（3） 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人で一定のものが、平成13年4月1日から平成22年3月31日までの間に、規約に従い一定の要件を満たして特定不動産を取得した場合には、その取得後1年以内に登記を受けるものに限り、その所有権の移転の登記の税率は1,000分の8（本則1,000分の20）に軽減されていました（旧措法83の3③）。

（注1） 投資法人で一定のものとは、次のすべての要件を満たすものをいいます（旧措法83の3③一）。

- ① 規約に特定不動産の価額の合計額の特定資産の価額の合計額に占める割合を75%以上とする旨の定めがあること。

- ② 投資信託及び投資法人に関する法律第187条の登録を受けていること。

- ③ 資産運用会社が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けていること。

- ④ 資金の借入れをする場合には、適格機関投資家からのものであること。

（注2） 一定の要件とは、次のいずれかの要件を満たすものであることをいいます（旧措法83の3③二）。

- ① 特定不動産の割合が75%以上であること（旧措法83の3③二）。

- ② この特例の適用を受けようとする不動産を取得することにより特定不動産の割合が75%以上となること。

2 改正の内容

この特例は、平成13年度税制改正において、当時の不動産市場が「買い手の不在」に直面している状況等を踏まえ、不稼動化・固定化している資産の稼動化を促進する「不動産の証券化」に取り

組む施策・制度（SPC・不動産投信といった不動産に係る集団投資スキーム）の導入当初の制度立上げを税制面で支援する観点から、従来措置されていた特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置を拡充して措置されたものです。

本特例については、制度立上げから相当期間が経過しており、証券化される不動産は収益性が高いとされる大都市圏のものが大半を占めるなど、政策目的に向けた手段としての「有効性」等について議論があるところです。

他方、本特例については、地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成・維持を推進することが期待されているところであり、このことは現下の経済情勢を踏まえれば、土地需要を喚起し、土地取引の活性化・有効利用の促進を図る観点からも重要であると考えられます。

このような状況を踏まえ、平成22年度税制改正においては、

- ① 大都市圏で多く適用され、地域経済の活性化、都市における優良なストックの形成に資する程度が低いと考えられる「倉庫及びその敷地の用に供する土地」を本特例の適用対象から除外することとした上で、
- ② 軽減税率については、直ちに売買と同水準に引き上げるのではなく、徐々に引き上げていくことが企業の行動に与える影響を踏まえれば望ましいと考えられたことから、
3年間の時限措置を講じ、その中で段階的に引き上げていくこととされました。
なお、特定目的会社が指名金銭債権を取得した

場合の質権又は抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減措置については、適用状況（実態）・政策効果を検証した上で見直しの方向性を決めることが適当と考えられたことから、現行制度のまま、1年間に限り延長することとされました。

具体的には、次のような改正が行われました（措法83の2①～④）。

- (1) 上記1(1)②の軽減措置について、その適用期限が平成23年3月31日まで1年延長されました（措法83の2①）。
- (2) 上記1(1)①、(2)及び(3)の軽減措置について、適用対象となる不動産から倉庫及びその敷地が除外されるとともに、次のとおり軽減税率が段階的に引き上げられた上、その適用期限が平成25年3月31日まで3年延長されました（措法83の2①～④）。
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
1,000分の8
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
1,000分の11
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
1,000分の13

3 適用関係

上記2の改正は、平成22年4月1日以後に特定目的会社等が取得する不動産の所有権の移転登記等に係る登録免許税について適用され、平成22年3月31日以前に特定目的会社等が取得した不動産の所有権の移転登記等に係る登録免許税については従来どおりとされています（改正法附則125⑧～⑩）。

六 租税特別措置の適用期限の延長

1 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減措置

- (1) 個人が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成21年6月4日）から平成22年3月31日までの間に特定認定長期優良住宅

の新築をし、又は建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、その者の居住の用に供した場合には、その所有権の保存登記で、その新築又は取得後1年以内に登記を受けるものに対する登録免許税については、その

税率が1,000分の1（本則1,000分の4）に軽減されていました（旧措法73の2①）。

- (2) 個人が、上記(1)の期間内に建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得（売買又は競落によるものに限ります。）をし、その者の居住の用に供した場合には、その所有権の移転登記で、その取得後1年以内に登記を受けるものに対する登録免許税については、その税率が1,000分の1（本則1,000分の20）に軽減されていました（旧措法73の2②）。

（注1）「特定認定長期優良住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第2号に規定する認定長期優良住宅（認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅で、維持保全期間が経過していないものをいいます。）に該当する住宅用家屋をいいます。

（注2）上記（注1）の「住宅用家屋」とは、個人の住宅の用に供される家屋で、次の家屋に該当するものであることにつき、その個人の申請に基づき、市町村長等が証明したものをいいます（措令41）。

① 戸建て住宅

床面積の合計が50㎡以上の家屋

② 区分所有住宅

耐火建築物若しくは準耐火建築物に該当する家屋又は一定の低層集合住宅（1,000㎡以上の一団の土地に集団的に新築された地上階数が3以下の家屋で準耐火建築物に準ずる耐火性能を有するものとして国土交通大臣の定める基準に適合するものに限られます。）で専らその個人の住宅の用に供する部分の床面積が50㎡以上のもの

- (3) この特例は、平成20年度税制改正で創設され、平成21年6月4日から適用されていますが、まだ創設から日が浅く、今後の適用状況（実態）・政策効果を検証する必要があることから、現行制度のまま、平成24年3月31日まで2年延長されました（措法73の2）。

2 その他の特例の適用期限の延長

以下の特例の適用期限が、平成24年3月31日まで2年延長されました。

- (1) 預金保険法に規定する第1号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による金融機関の株式の引受け等に係る資本金の額の増加の登記の税率の軽減措置（措法80②）
- (2) 認定経営基盤強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置（措法80の2、81⑥）

七 租税特別措置の廃止

次の特例措置については、所要の経過措置が講じられた上、廃止されました。

- 1 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が農用地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（旧措法76①②）
- 2 漁業協同組合が漁業協同組合連合会から権利義務の包括承継をした場合の不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減措置（旧措法78）
- 3 農林中央金庫等が行う組織再編成によってする登記の税率の軽減措置（旧措法80の3）

- 4 独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（旧措法83の2）
- 5 認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道施設を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置（旧措法83の4）
- 6 独立行政法人農林漁業信用基金が旧法人から承継した権利又は資産に係る登記等の免税措置（旧措法84の3①）